(趣旨)

第1条 遠軽町で発送する封筒(以下「封筒」という。)への広告掲載に関し必要な事項は、 遠軽町有料広告掲載要綱(平成21年遠軽町告示第8号。以下「要綱」という。)及び遠軽 町有料広告掲載取扱基準(平成20年遠軽町告示第2号。以下「基準」という。)に定める もののほか、この告示の定めるところによる。

(広告掲載の範囲)

- 第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、封筒に掲載することができない。
 - (1) 封筒に掲載する広告の内容が、要綱第3条第2項の規定に該当するもの
 - (2)業種、事業者又は広告の内容が基準第2条から第4条までの規定に該当するもの
 - (3) 基準第7条に掲げる町税等の滞納がある者の広告

(広告の規格、位置、表現等)

第3条 広告の規格、位置、表現等に係る基準は財政課長が定める。

(広告を掲載する枚数及び枠数)

第4条 広告を掲載する枚数及び枠数は、財政課長が定める。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として、広告を掲載した封筒の在庫がなくなるまでの期間とする。

(封筒の規格、掲載料等)

第6条 封筒の規格、掲載料等は、別表のとおりとする。

(広告掲載希望者の募集)

- 第7条 財政課長は、封筒に掲載する広告を募集するときは、広報紙等を利用して、広告掲載 を希望するものを公募するものとする。
- 2 前項の規定による公募は、広告枠を新たに設置した場合又は広告枠に空きが生じたときに 行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載の申込みの受付期限は、募集するときに財政課長が定める。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

別表(第6条関係)

封筒の規格	掲載料
縦30mm×横90mm(長形3号)	1枚2円
縦60mm×横180mm (角形2号)	1枚4円

備考 掲載料は、消費税及び地方消費税を含む。